

国民年金だより



老齢基礎年金を受給するために必要な資格期間について

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間などの受給資格期間が120月(10年)以上ある人が、65歳から受けられる年金です。年金額は、納付月数や免除月数などに応じて計算されます。

- ① 国民年金の保険料を納めた期間
- ② 国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間
(一部免除の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めた期間であること)
- ③ 会社員や公務員など、厚生年金の被保険者および共済組合の組合員等であった期間
- ④ 第3号被保険者であった期間 ※1
- ⑤ 合算対象期間 ※2

①～⑤の期間を合算して10年以上の受給資格期間が必要です。

※1 第3号被保険者であった期間

●昭和61年4月以降、厚生年金や共済組合の加入者(第2号被保険者)に扶養されていた配偶者(20歳以上60歳未満)の期間です。

※2 合算対象期間(20歳以上60歳未満)

●昭和36年4月～昭和61年3月の間で、厚生年金や共済組合の加入者に扶養されていた配偶者が、国民年金に任意加入していなかった期間

●昭和36年4月以降、日本人で海外に在住していた期間

●昭和36年4月～平成3年3月の間で、学生が国民年金に任意加入していなかった期間 など



☆年金額を増やしたい人は65歳、受給資格を満たしていない人は70歳まで任意加入をすることができます。

社会保険料(国民年金)控除証明書が発行されます! ※日本年金機構から送付されます。

- ・国民年金保険料は、全額が社会保険控除の対象です。
- ・年末調整や確定申告で、国民年金保険料を控除申告するためにお使いください。

★11月上旬に控除証明書が届く人

令和5年1月1日～令和5年9月30日の間に国民年金保険料を納付した人

★令和6年2月上旬に控除証明書が届く人

令和5年10月1日～令和5年12月31日の間に、今年初めて国民年金保険料を納付した人「控除証明書」に関する内容は、日本年金機構にお問合せください。

『ねんきん加入者ダイヤル』:0570-003-004(ナビダイヤル)



11月30日(いいみらい)は年金の日です!

厚生労働省では、「国民一人一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。この機会に、ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、次のようなさまざまな機能をご利用いただけます。

・将来の年金見込額の試算 ・電子版「ねんきん定期便」の閲覧 ・受給に関する各種通知書の確認
などご利用方法には以下の2つの方法があります。

・マイナポータルからログイン・日本年金機構のホームページからログイン

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ(ねんきんネット) https://www.nenkin.go.jp/n_net



●お問合せ / 申請先●

●医療保険課 年金係 (☎内線 1031・1032) 各支所市民窓口課

●直方年金事務所 ☎0949-22-0891 (自動音声案内が流れます)